

市原市合併処理浄化槽設置事業 補助金申請の手引き

～令和7年4月 改訂～

発行 市原市役所 環境部資源循環推進課 浄化处理係

〒290-8501

千葉県市原市国分寺台中央1-1-1 電話0436-23-9857

FAX050-3102-3422

目 次

1. 合併処理浄化槽設置事業補助金のあらし	1
2. 交付申請書の作成に係る留意点・提出の際のチェックポイント	6
3. 中間検査について	12
4. 実績報告書の作成に係る留意点・提出の際のチェックポイント	13
5. 完了検査について	19

【要綱・様式】

●市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱	21
●市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書	28
●市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定通知書	29
●市原市合併処理浄化槽設置事業変更（廃止）承認申請書	30
●市原市合併処理浄化槽設置事業変更（廃止）承認決定通知書	31
●市原市合併処理浄化槽設置事業実績報告書	32
●市原市合併処理浄化槽設置事業誓約書	33
●市原市合併処理浄化槽設置事業補助金確定通知書	34
●市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付請求書	35
●合併処理浄化槽設置工事請負契約書	36
●浄化槽施工結果報告書	37
●合併処理浄化槽設置工事見積書	38
●委任状	39
●蒸発散装置設置理由書	40
●確約書	41
●市税及び住民登録情報確認承諾書	42
●プレキャスト板（PC板）使用に係る委任状	43
●合併処理浄化槽設置工事写真添付様式	44

1. 合併処理浄化槽設置事業補助金のあらまし

(1) 補助制度の趣旨

本市では、未処理の生活雑排水が公共用水域へ放流されることによる水質汚濁防止を目的に、平成2年4月1日「市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱」を制定し、補助金を交付することで、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

(2) 令和5年4月1日改正内容

- ・くみ取り便槽からの転換における配管費用補助の改定
- ・単独処理浄化槽からの転換における撤去費用補助の改定
- ・既設の単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽として再利用する補助の新設
- ・合併処理浄化槽設置補助限度額の改定

(3) 補助金の額（限度額）

補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用（転換有（加算）除く）の95パーセントに相当する額とし、下表に定める額を限度とします。

地 域	転換の有無	補助対象合併処理浄化槽 の種別	人槽の区分		
			5人槽	7人槽	10人槽
一般地域	転換無	N10・P型	180,000円	231,000円	294,000円
	転換有 ※1	N20・P型 ※3、※5	360,000円	462,000円	585,000円
		N10型 ※4	474,000円	570,000円	723,000円
高滝ダム流入地域	転換無	N10・P型	300,000円	351,000円	414,000円
	転換有	N20・P型	480,000円	582,000円	705,000円
		N10型	594,000円	690,000円	843,000円
市街化区域内特別 指定地域	転換無	N10・P型	210,000円	261,000円	324,000円
	転換有	N20・P型	390,000円	492,000円	615,000円
		N10型	504,000円	600,000円	753,000円
下水道区域内特別 指定地域	転換無	N10・P型	120,000円	156,000円	198,000円
	転換有	N20・P型	240,000円	309,000円	390,000円
		N10型	318,000円	380,000円	483,000円
転換有（加算） ※2	撤去	N20・N10・P型	90,000円（くみ取り便槽） 120,000円（単独処理浄化槽（ただし、下水道区域内特別指定地域は90,000円））		
	再利用	N20・N10・P型	90,000円（単独処理浄化槽）		
	配管	N20・N10・P型	300,000円（ただし、下水道区域内特別指定地域は200,000円）		

※1 転換有とは、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に設置替えするものです（増改築は適用外）。

※2 転換有（加算）とは、宅内配管工事に要する費用の補助として、300,000円（限度額）を加算します。ただし、下水道区域内特別指定地域については、200,000円（限度額）を加算します（見積書（「配管工事費」）の金額が税抜金額で配管補助額を上回る金額でなければ、配管補助は満額の補助とはなりません。）。

また、撤去処分費に要する補助として単独処理浄化槽からの転換は120,000円（限度額）、ただし、下水道区域内特別指定地域については90,000円（限度額）、くみ取り便槽からの転換は90,000円（限度額）を加算します。単独処理浄化槽における撤去処分費とは、完全撤去をする際の費用とします（一

部撤去の場合、補助加算はありませんのでご注意ください。ただし、くみ取り便槽については、完全撤去することで構造上支障がある場合、一部撤去でも補助加算します。)(見積書(「撤去費」)の金額が、税抜金額で転換補助限度額を上回る金額でなければ、転換補助は満額の補助とはなりません。)

単独処理浄化槽を雨水貯留槽として再利用する場合に要する費用に対し、90,000円(限度額)を加算します(見積書(「再利用費」)の金額が、税抜金額で転換補助限度額を上回る金額でなければ、転換補助は満額の補助とはなりません。)

※3 N20型とは、放流水の総窒素濃度が10mg/lを超え、20mg/l以下の機能を有するものです。

※4 N10型とは、放流水の総窒素濃度が10mg/l以下の機能を有するものです。

※5 P型とは、放流水の総リン濃度が1mg/l以下の機能を有するものです。

(4) 補助の対象となる地域

一般地域	高滝ダム流入地域、市街化区域内特別指定地域、下水道区域内特別指定地域以外の地域(ただし、(5)補助の対象とならない区域を除く)
高滝ダム流入地域	生活排水が高滝ダム貯水池に流入する地域
市街化区域内特別指定地域	市街化区域で市原市汚水処理整備構想に基づき、下水道が整備されない地域
下水道区域内特別指定地域	市原市汚水処理整備構想に定める公共下水道事業区域のうち、事業実施が当分の間見込まれない地域

(5) 補助の対象とならない区域

- ・ 市原市汚水処理整備構想に定める公共下水道事業区域(事業の実施が当分の間見込まれない区域としてあらかじめ別に定める区域は除く。)
- ・ 農業集落排水事業区域(月崎・朝生原地区)

※ 申請をされる前に、補助対象区域に該当するか、資源循環推進課へ確認してください。

(6) その他の主な申請要件

- ・ 個人による申請であること。
- ・ 設置者が、本市の市税を完納していること。
- ・ 当該年度の補助金予算枠があること。
- ・ 浄化槽を設置する建物が、住宅用途であること（対象物件については下表のとおり。）。

住 宅 区 分	交 付 条 件
専用住宅	※別荘については、定住目的で使用されないため認めない。
賃貸物件（借主側）	貸主側の承諾の書面及び退去後の維持管理費の約束書面が必要。
賃貸物件（貸主側）	申請された住宅に人が住むことが確認できる場合のみ認める。 (例) 住民票の写し添付、賃貸借契約書の写し添付等
店舗併用住宅	住居部分が総面積の1/2以上であり、且つ10人槽の合併処理浄化槽で処理できる人数による合併処理浄化槽の利用が想定されるときには補助金の交付を認める。

- ・ 住宅の増改築の定義について

	補助金の取り扱い
建築確認を伴う増改築	市補助金要綱第4条第2項または第3項の増改築に該当し、転換補助の対象外とする。 ⇒ 「転換無」として扱う。
建築確認を伴わない増改築	市補助金要綱第4条第2項または第3項の増改築に該当せず、転換補助の対象とする。 ⇒ 「転換有」として扱う。 (例) 建築確認を伴わないリフォーム工事等の場合 ⇒ 「転換有」

※ 建築確認については、市原市建築指導課又は指定確認検査機関に属する建築基準適合判定資格者にお問い合わせください。

※ 増改築の考え方については、建築確認を要しない無指定地域においても同様に適用する。
(建築確認を伴う増改築は、「転換無」とする。)

- ・ 浄化槽の規模について

浄化槽の規模を決定する際、建築物の延べ床面積からJ I S A 3 3 0 2 - 2 0 0 0「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」(以下、「J I S 基準」という。)による算定で得られる浄化槽の処理対象人員のみで決定することなく、**使用予定人員等を鑑み、実態に則した規模の浄化槽を設置すること。**

なお、この場合において、浄化槽設置届出書、浄化槽概要書、浄化槽調書等に算定式及び根拠を記載し、理由を明らかにすること。

J I S 基準における浄化槽処理対象人員算定式（専用住宅の場合）

延べ床面積	人 槽	備 考
1 3 0 m ² 以下	5人	
1 3 0 m ² 超	7人	
	1 0人	二世帯住宅（台所及び浴室が2箇所以上）

- ・ **宅内配管工事の補助金加算の対象**

転換有の場合、宅内配管として合併処理浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水）、弁の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を対象とします。

- ・ **単独処理浄化槽転換補助における撤去処分費の補助加算の取扱いについて**

単独転換補助における撤去処分費とは、単独処理浄化槽を「完全撤去」する際の費用とするため、一部撤去での補助加算はありませんのでご注意ください（ただし、くみ取り便槽については、完全撤去することで構造上支障がある場合は、一部撤去でも補助加算します。）。

- ・ **単独処理浄化槽転換補助における再利用費の補助加算について**

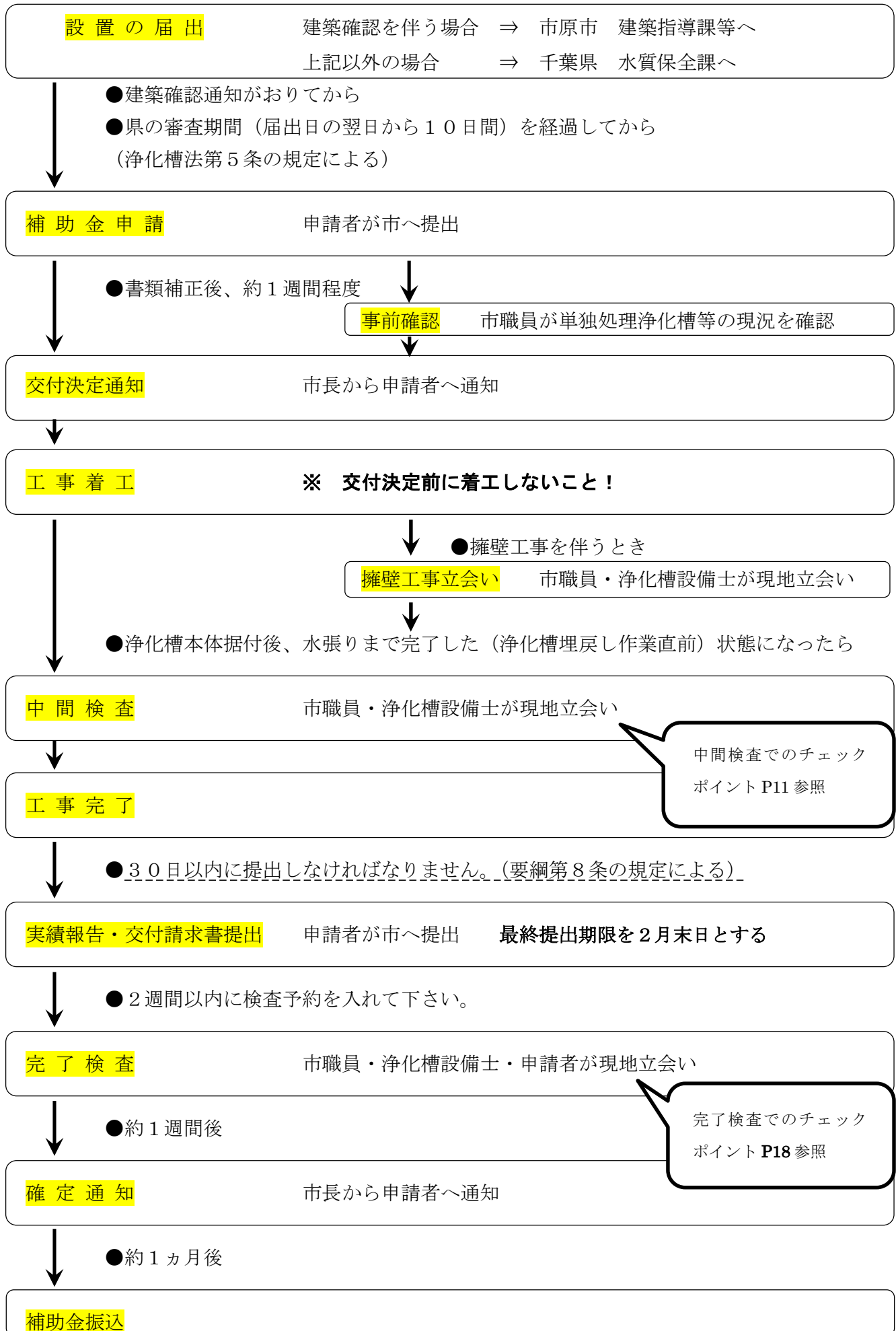
単独処理浄化槽転換補助における再利用費の補助とは、既設の単独処理浄化槽を撤去せずに雨水貯留槽として再利用する場合に必要な費用に対する補助のことをいい、消毒等の公衆衛生上適切な処理に要する費用及び雨水貯留槽に係る配管費用等を対象とします。

※雨水貯留槽とは、屋根等に降った雨水を集水し、貯留するための設備又は施設をいいます。

※雨水貯留槽として再利用する場合に必要な費用の例

- ・ 清掃（汚泥の引き抜き）及び消毒をする費用
- ・ 雨水貯留槽への流入管及び放流管の設置費用
- ・ 不要物品の撤去費用
- ・ 仕切り板の穴開け費用

(7) 補助事業のフロー図



2. 交付申請書の作成に係る留意点・提出の際のチェックポイント

(1) 補助金交付申請書

8ページの記載例を参照してください。

(2) 建築確認通知書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し

① 建築確認通知書の写し・・・建築確認を伴う浄化槽工事の場合

確認通知書及び確認申請書第1面～第5面をコピーする。

- 建築主事の印が押されているか。
- 便所の種類が合併処理浄化槽になっているか。
- 交付申請書に記載されている人槽と建築確認通知書の確認済証に記載されている建築物の述べ面積が対応しているか。

② 浄化槽設置届出書の写し・・・主に浄化槽設置工事のみの場合

- 「県水質保全課の受付印の日付+11日」以降の申請であるか。
- 「浄化槽の名称・認定番号が合併処理浄化槽概要書と一致しているか。」

(3) 浄化槽調書又は浄化槽概要書の写し

建築確認または設置届に添付したものをコピーする。

(4) 浄化槽の設置場所の案内図

- 付近の建物等の目標物を入れてあるか。(住宅地図のコピーで可。)
- 居宅からの放流経路を赤色の矢印で記入すること。

(5) 建築物の配置図・断面図

9ページ・10ページの作成例を参照してください。

(6) 浄化槽の構造図

「型式適合認定書別添仕様書及び図面」をコピーする。

(7) 工事請負契約書の写し

市原市所定の契約書様式(36ページ)を使用してください。

11ページの記載例を参照してください。

(8) 見積書の写し

市原市所定の見積書様式(38ページ)を使用してください。

- 見積書の日付は工事請負契約書以前の日であるか。
- 工事業者の印が押されているか。
- 転換有の補助を受ける場合、撤去費又は再利用費のいずれか一方、及び配管工事費の金額を記載してください。

(9) 登録証の写し及び管理票(C票)

- 合併処理浄化槽概要書に記載されているものと同じの浄化槽か。
- 登録証にあっては有効期間を過ぎていないか。

(10) 保証登録証

- 証明印が押されているか。

(11) 本市の市税完納証明書・・・本市の市税が賦課されていない場合は除く

- 証明書の日付は原則として申請日と同一となっていること。
- 住宅が共有名義の場合、共有者全員の証明書が添付されているか。

(12) 現住所の排水処理形態の分かる配置図・・・新築（転換無）の場合

- 現住所が市原市内の方が新築（建築確認を伴う増改築含む）される時のみ作成すること。

(13) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の写真及び位置図・・・転換有の場合

- 設置場所の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の位置を配置図に書き込むこと。
（なお、撤去若しくは再利用の際には、許可業者によるし尿又は浄化槽汚泥の収集をお願いします。）

(14) その他市長が必要と認める書類

① 補助金受領に係る委任状・・・建物が共有名義の場合 所定の委任状様式（39ページ）を使用して下さい。
② 放流水を蒸発拡散方式により処理する理由書・・・蒸発拡散装置を設置する場合 やむを得ない事情により放流先が確保できない場合に限り、（県の認定を受けた）蒸発拡散装置の設置を認めていますので、所定の様式（40ページ）を用いて提出して下さい。 （地下浸透方式は、大腸菌群等による地下水汚染や目詰まりの問題等衛生上支障となる恐れがあるため、県の認定を受けたものを除いて、補助の対象としていません。）
③ 確約書・・・下水道区域内特別指定地域内に合併処理浄化槽を設置する場合 所定の確約書様式（41ページ）を使用して下さい。
④ 市税及び住民登録情報確認承諾書・・・本市の市税が賦課されていない場合 所定の様式（42ページ）を使用して下さい。
⑤ プレキャスト板（PC板）施工計画書・・・PC板を使用する場合 県の認定を受けた施工計画書を添付して下さい。（PC板の加工はしないで下さい。）
⑥ プレキャスト板（PC板）使用に係る委任状・・・PC板を使用する場合 所定の様式（43ページ）を使用して下さい。

※ 書類提出をされる前に浄化槽設備士の方による書類確認をお願いします。

別記第 1 号様式(第 5 条)

市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書

(あて先)市原市長 申請時点の住民登録地を記入 ○○年○○月○○日

住所 市原市国分寺台中央 1-1-1

申請者 市原 太郎
氏名

補助対象地域か事前に確認

○○年度において合併処理浄化槽を設置したいので、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり合併処理浄化槽設置事業に対する補助金の交付を申請します。

転換補助該当の場合は、加算額を含め記入

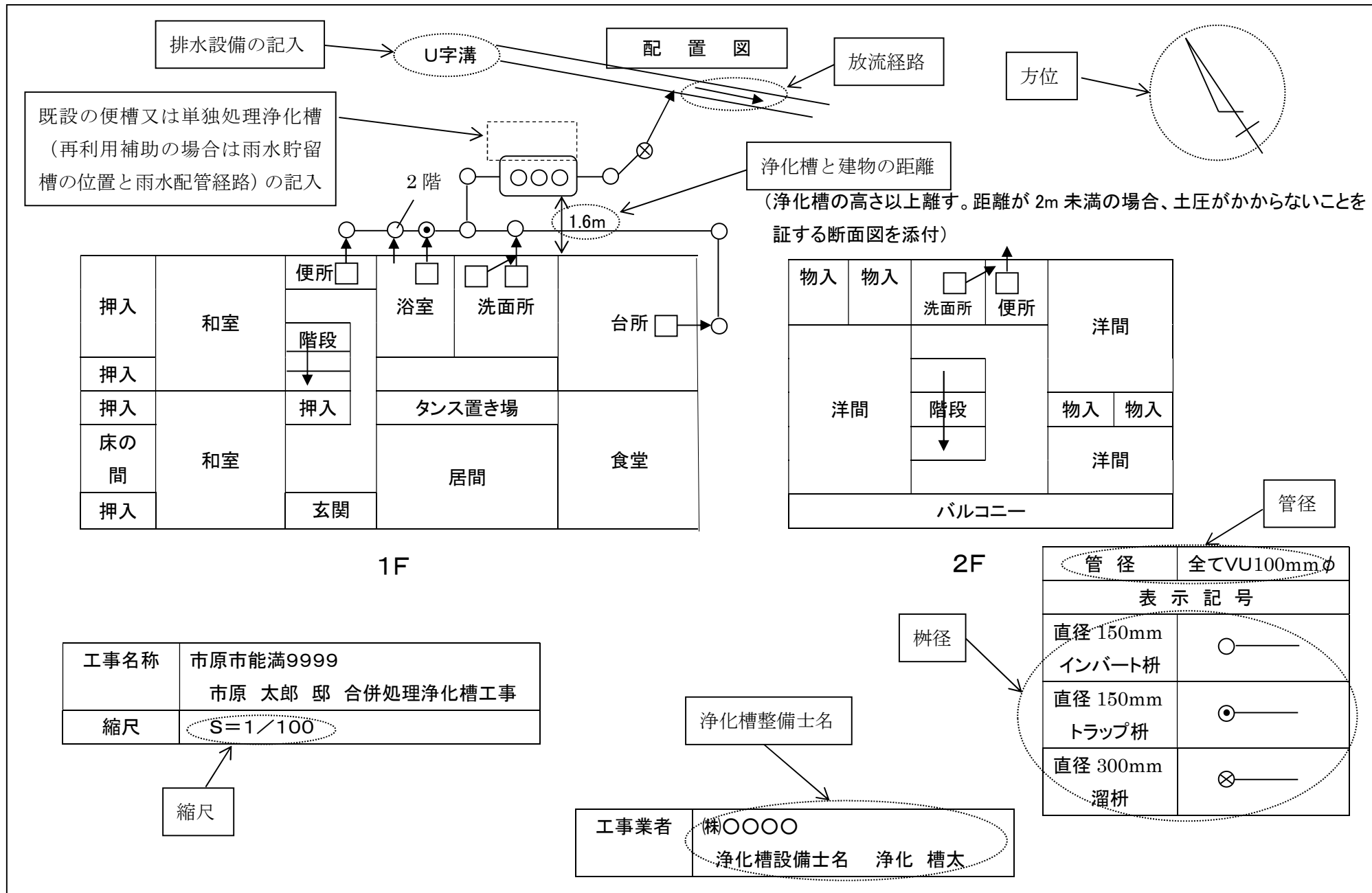
- 記
- 1 設 置 場 所 市原市 能満 9999
(一般地域・高滝ダム流入地域・市街化区域内特別指定地域・下水道区域内特別指定地域)
- 2 交 付 申 請 額 金 780,000 円(5人槽)
- 3 住 宅 所 有 者 1 本人 2 共有 3 その他()
- 4 工 事 予 定 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 使 用 予 定 人 員 3 人
- 6 N20 型、N10 型又は P 型該当 1 N20 型 2 N10 型 3 P 型
- 7 現 住 所 の 排 水 処 理 形 態(現住所が市原市内の方が新築されるときのみ)
(下水道・合併処理浄化槽・単独処理浄化槽・くみ取り便槽)
- 8 既設単独処理浄化槽の有無 1 有 2 無
(撤去・雨水小型貯留施設への再利用)
(既設単独処理浄化槽 5人槽)
(住宅の新築又は増改築を伴うもの・浄化槽の設置のみ)
- 9 既設くみ取り便槽の有無 1 有 2 無

市外からの転入及び転換有の場合、記入不要

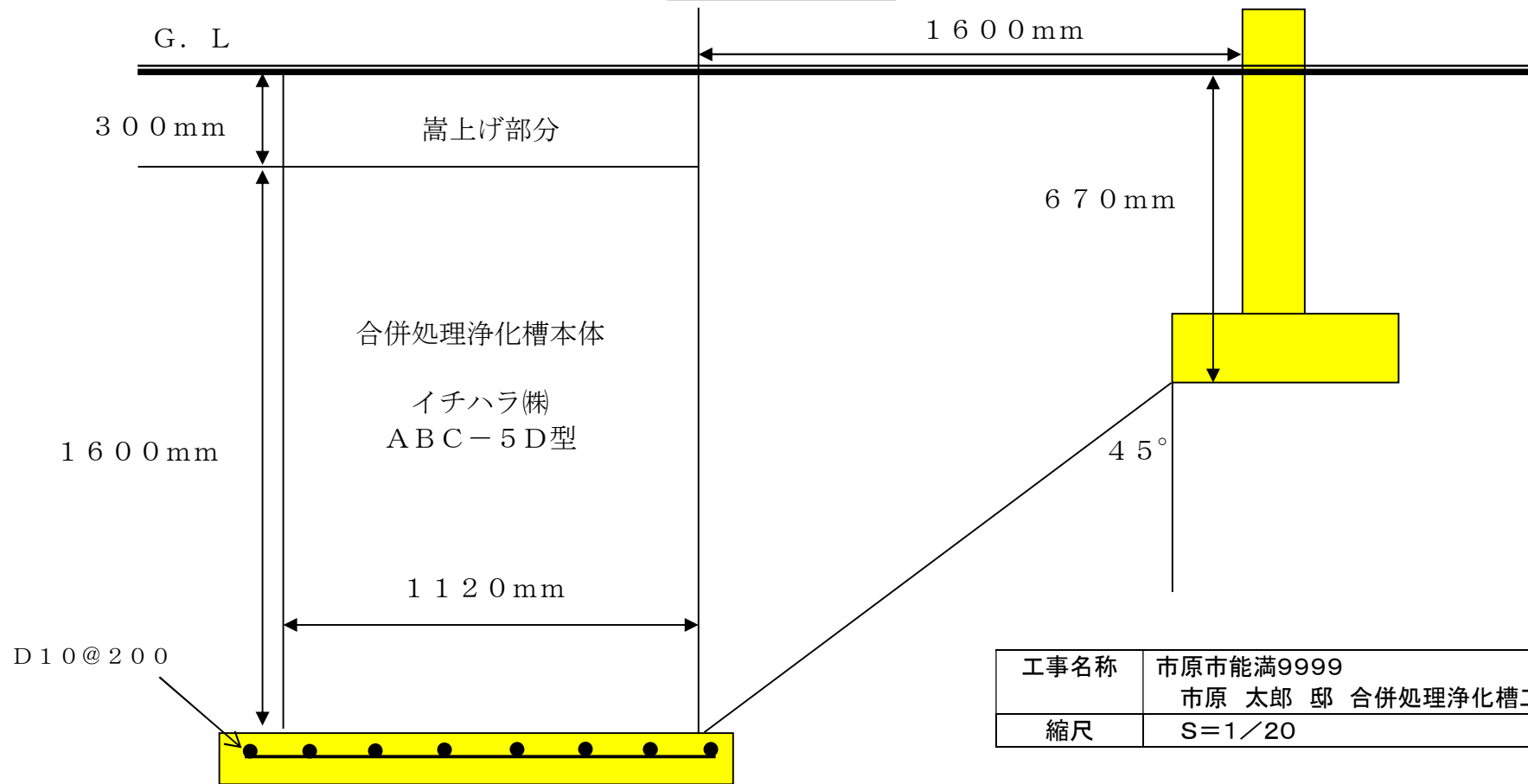
有の場合、それぞれいずれかを 囲う

※ 添付書類

- (1) 建築確認通知書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届書の写し
- (2) 浄化槽調書又は浄化槽概要書の写し
- (3) 合併処理浄化槽の配置場所の案内図及び放流経路
- (4) 合併処理浄化槽の配置及び排水系統を含んだ建築物の配置図
- (5) 合併処理浄化槽の構造図
- (6) 合併処理浄化槽の設置に係る工事請負契約書の写し
- (7) 合併処理浄化槽の設置に係る見積書の写し
- (8) 合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合する機能を有することを証する登録証の写し及び管理票
- (9) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証する保証登録証
- (10) 本市の市税完納証明書(補助金交付申請時に本市の市税を賦課されていない者については、添付を必要としない。)
- (11) 既設単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する者については、既設単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の写真及び位置図
- (12) その他市長が必要と認める書類



断面図



工事名称	市原市能満9999 市原 太郎 邸 合併処理浄化槽工事
縮尺	S=1/20

工事業者	株〇〇〇〇 浄化槽設備士名 浄化 槽太
------	------------------------

※注意

合併処理
浄化槽
本体

D10@200

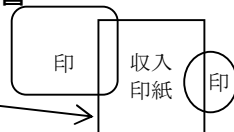
擁壁を使用する場合は
配筋も記入して下さい。

※土圧のかかる原因からは、浄化槽の高さ分の距離を離す必要があります。
 (ただし、嵩上げ工事・深基礎工事・擁壁工事をした場合は異なります。)
 ※擁壁の長さは、浄化槽の長さ以上とすること

(市原市)

合併処理浄化槽設置工事請負契約書

※収入印紙は印紙税法による



第1条 発注者 _____ (以下「甲」という。) 及び浄化槽工事業者 _____ (以下「乙」という。) は、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けて、甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行するものとする。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

- (1) 工事の場所 : 市原市 能満9999
- (2) 工事の期間 : _____ 年 4月 1日～ _____ 年 1月 31日
- (3) 設置する浄化槽の型式 : イチハラ(株) ABC-5D型
 - ア 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90%以上で、処理後の放流水のBODが20mg/ℓ(日間平均値)以下の機能を有するもの。
 - イ 窒素又はリン除去高度処理型合併処理浄化槽にあっては、上記アに該当する合併処理浄化槽のうち、処理後の放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下又は総リン濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの。
- (4) 工事の請負代金及び支払い方法
 - 金額 ① 1,080,000 円(うち消費税及び地方消費税の額 ② 80,000 円)
 - 支払方法 ① 現金 ② その他 ()

第3条 乙は、この契約と所定の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金の支払いを完了するものとする。

第4条 乙は、この契約に係る工事を浄化槽法第29条第3項に従い、浄化槽設備士に実地に監督させ又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

第10条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。

第12条 乙は、市原市が定める合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の補修又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は、催告その他何等の手段を要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 第1条に基づく市原市合併処理浄化槽設置事業補助金が交付されないこととなったとき。
- (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達成することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。
- (2) 甲が、請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引き渡し期日(工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められた引渡期日)までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の100分の1の違約金を請求することができる。

2 甲が、この契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩2銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約の各条項について疑義が生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

			〇〇年〇〇月〇〇日
甲	発注者	住所	市原市国分寺台中央1-1-1
		氏名	市原 太郎 (印)
乙	浄化槽工事業者	住所	市原市五井9999
		氏名	クリーン設備 代表取締役 浄化 博士 (印)
			(浄化槽工事業登録番号: 知事(登一)号) 又は届出番号: 知事(届-60)999号)

3. 中間検査について

(1) 中間検査の必要性

補助金事業により設置された合併処理浄化槽の機能が、有効かつ長期に渡り生かされるためには、浄化槽工事の技術上の基準等により適正な施工が必要です。そのため、基礎コンクリート養生後、浄化槽本体を据え付けた時点（水張り後埋め戻す前）で、検査を行い、確実な工事が行われているか確認します。中間検査の日時が決まり次第、資源循環推進課までご連絡をお願いします。

(2) 中間検査でのチェックポイント

① 浄化槽本体の確認

- 製造メーカー・人槽・型式・認定番号・処理方式が申請書と同一か。
- 浄化槽に損傷がないか。
- 水平が保たれているか。

② 配置図の確認

- 放流先が確保されているか。放流経路が正しいか。（他人の土地に流入していないか。）
- 配置配管が図面の通りか。

③ 駐車場使用の有無

- 駐車場となる場合、支柱工事を行っているか。（2トン以下の乗用車の駐車場で、耐荷重仕様の認定を受けた浄化槽を設置した場合を除く。）

④ 擁壁必要の有無（※）

- 建物、崖、道路など土圧の対象となるものから浄化槽の高さ以上離れているか。
- 土圧がかかる場合、擁壁等、土圧回避のための施工がなされているか。

⑤ その他

- 基礎コンクリートの養生を十分にとってあるか。（通常のコンクリートで72時間）
- 着工日の確認
- 別置きのポンプ槽を設置する場合、浄化槽同様に基礎工事を行っているか。

※ 擁壁工事を伴う場合

● 擁壁工事の立会いについて

擁壁工事を伴う場合は、配筋後に市職員が「断面図」を基に施工状況を確認します。については、擁壁工事の日時が決まり次第、資源循環推進課までご連絡をお願いします。

4. 実績報告書の作成に係る留意点・提出の際のチェックポイント

(1) 実績報告書

15ページの記載例を参照してください。

(2) 浄化槽一括契約書の写し

(一財)千葉県環境財団の千葉県浄化槽一括契約制度に基づいて締結した一括契約書であること。

- 収入印紙の貼付・消印がなされているか。(印が鮮明に見えること)
- 契約日・契約内容等、記載事項に漏れはないか。
- 保守点検業者登録番号・市原市浄化槽清掃業者登録番号は記入されているか。

(3) 浄化槽法第7条検査に要する費用を納付したことを証する書面(申請時未提出の場合)

※ 浄化槽法第7条検査申込書に(一財)千葉県環境財団への納付が確認できる印が押されていること。

(4) 合併処理浄化槽の施工に係る写真

下記の個々の写真について、全体的に写し、44ページ以降の貼付様式に添付する。

既存の写真台帳を利用することも可能であるが、その場合は下記の①～⑯の説明項目を表記すること。(写真の撮り忘れに注意すること。また、スケール等の表記は拡大して撮影すること。)

- ① 設置場所に浄化槽設備士が標識(浄化槽工事業業者登録(届出済)票)を掲げている着工前の写真(目標物となるものが確認できること。)
- ② 栗石の突き固め終了後、深さのわかるスケールとともに写した写真(100mm以上)
- ③ 捨てコンクリート打設後、厚さのわかるスケールとともに写した写真(50mm以上)
※ 砕石転圧後に捨てコンクリートを打つこと
- ④ 配筋のピッチがわかるスケールとともに写した写真(200mm以内)
- ⑤ 擁壁が必要な場合、擁壁の配筋の状況がわかるスケールとともに写した写真
- ⑥ 深基礎が必要な場合、深基礎してある状況がわかるスケールとともに写した写真
- ⑦ 駐車場にする場合、支柱等、耐荷重対策のための施工を行ったことがわかる写真
- ⑧ 基礎コンクリート打設後、厚さのわかるスケールとともに写した写真(100mm以上)
- ⑨ プレキャスト板(PC板)設置工事に係る写真(使用するPC板の寸法確認・基礎工事の状況・設置後の水平確認)
- ⑩ 設置場所にある埋め戻し前の浄化槽本体写真(型式番号がわかるように写す。)
- ⑪ 埋め戻し用の土の写真
- ⑫ 埋め戻し作業の写真(水平確認・水締め・転圧)
- ⑬ 上部スラブの配筋状況のわかるスケールとともに写した写真
- ⑭ 嵩上げをした場合、上部コンクリート養生後、高さがわかるスケールとともに写した写真(300mm以内)
- ⑮ 上部コンクリート養生後、型枠をはずした完成写真
- ⑯ ブロアの設置状況がわかる写真
- ⑰ 放流・流入ポンプ槽工事が必要な場合、ポンプが2台以上設置されていることがわかる写真
※ 別置きポンプ槽を設置する場合は、浄化槽と同様に基礎工事の写真を添付すること
- ⑱ 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去(埋め戻し等を含む。)作業に係る写真(撤去前、汚泥

又はし尿引き抜き、撤去中、撤去した本体、埋め戻し及び消毒作業、撤去完了後の整地等)

⑱ 雨水貯留槽への再利用作業に係る写真（作業前後の本体内部、汚泥引き抜き、消毒作業、配管設置工事中(遠景・近景)、配管設置工事完了後（埋め戻し整地後）、不要物品一式等）

⑳ 合併処理浄化槽配管設置工事に係る写真（工事中(遠景・近景)・工事完了後（埋め戻し整地後））

※ ⑱（又は⑲）、⑳については、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換
上乘せ補助の申請を行った場合に限る。

(5) 浄化槽施工結果報告書

- 施工確認日が実績報告の事業完了日と同一か。
- チェックリストのチェック欄が「○、レ」もしくは斜線で記入されているか。
- 「保守点検契約」欄、「放流先」欄が記載されているか。

16ページの記載例を参照してください。

(6) 合併処理浄化槽の設置に要した費用の領収書の写し又は請求書の写し

- 補助金交付申請時の見積書と金額に差がないか。
- 領収書にあっては、収入印紙の貼付、消印がなされているか。

(7) 市原市合併処理浄化槽設置事業誓約書

合併処理浄化槽の維持管理に係る誓約書を添付する。

17ページの記載例を参照してください。

(8) 交付請求書

完了検査終了後、補助金の支払いを円滑に進めるため、実績報告書提出時点で交付請求書を添付していただきます。

18ページの記載例を参照してください。

(9) その他市長が必要と認める書類

- | |
|--|
| <p>① し尿又は浄化槽汚泥の汚泥を引き抜いた業者がわかる書類・・・転換無の場合は除く
し尿収集運搬許可業者又は浄化槽汚泥収集運搬許可業者との領収書または写真等</p> <p>② 住民票の写し
申請者と合併処理浄化槽設置場所の住所が異なる場合は、実績報告書の提出までに設置場所の住民票の写しが必要です。</p> <p>③ 道路占用許可書の写し
排水先の確保等のために道路占用許可書を取得した場合、その写しを添付してください。</p> |
|--|

※ 書類提出をされる前に浄化槽設備士の方による書類確認をお願いします。

市原市合併処理浄化槽設置事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 市原市長

実績報告時の住所を記入

住所 市原市能満9999

申請者

氏名 市原 太郎

決定通知書の右上の日付・文書番号を記入

年 月 日付け市資循第

号

で補助金の交付決定を受けた合併処理浄化槽設置事業が完了したので、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 834,000円
- 2 事業完了年月日 年 月 日

施工結果報告書の報告日と一致
(実績報告は、この完了日から30日以内または2月末日のいずれか早い日までに提出)

※ 添付資料

- (1) 保守点検業者（千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録簿に登録されている者をいう。）及び清掃業者（浄化槽法第35条第1項で規定する許可を受けている者をいう。）と保守点検及び清掃の実施並びに浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査の受検手続きの代行を一括して約定した契約書の写し（自ら当該合併処理浄化槽の保守点検を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証する書類及び11条検査に係る受検を契約したことを証する書面）
- (2) 浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査に要する費用を納付したことを証する書面（申請時未提出の場合）
- (3) 合併処理浄化槽の施工に係る写真
- (4) 浄化槽施工結果報告書
- (5) 合併処理浄化槽の設置に要した費用の領収書の写し又は請求書の写し
- (6) 市原市合併処理浄化槽設置事業誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(市原市) 浄化槽施工結果報告書

設置者住所 市原市能満9999

設置者氏名 市原 太郎

設置場所 市原市能満9999

施設の名称 市原邸

浄化槽製造業者名 イチハラ(株)

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

事業完了年月日を記入
 年 月 日

浄化槽施工業者住所・業者名 市原市市原6666
 (株)〇〇〇〇 (印)
 (代)清掃 太郎

登録番号 登録・届 知事 () 第 号

担当浄化槽設備士氏名 浄化 槽太 (印)

交付番号 第1234321号

チェックを記入

<別表> チェックリスト

検査項目	チェックのポイント	欄
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。 雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきい場所に設置されていないか。 保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。 コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。 しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。 しっかり固定されているか。 空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。 しっかり固定されているか。 薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。 ポンプますに漏水のおそれはないか。 ポンプが2台以上設置されているか。 設計どおりの能力のポンプが設置されているか。 ポンプの固定が十分行われているか。 ポンプの取りはずしが可能か。	
14 プロアの設定、稼働状況	防振対策がなされているか。 固定が十分行われているか。 アースがなされているか。 漏電のおそれはないか。	
保守点検業者名 登録番号		
放流先 有 () 無 蒸発散		

市原市合併処理浄化槽設置事業誓約書

提出日までの日付

年 月 日

（あて先）市原市長

第5号様式に記載した住所

住所 市原市能満9999

申請者

氏名 市原 太郎

印

私は、貴市から補助を受けて設置する合併処理浄化槽について、浄化槽法を遵守し、下記の事項を適正に行うことを誓約します。

記

浄化槽法第10条に規定する保守点検及び清掃の実施

市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付請求書

(あて先)市原市長

年 月 日

記入不要

申請者 住所 市原市能満 9 9 9 9
 フリガナ イチハラ タロウ
 氏名 市原 太郎
 (署名又は押印※)
 連絡先 ○○ - ○○○○

年 月 日付け市 第 号で確定通知のあった合併処理浄化槽設置事業に対する補助金を、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第 10 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 780,000 円

本人名義の口座

2 振込先

金融機関名	口座番号	名義人
○○ 銀行・組合 △△ 支店 農協・金庫	普通 1 2 3 4 5 6 7 当座	フリガナ イチハラ タロウ 氏 名 市原 太郎

※ 次のいずれにも該当する場合は押印を省略できるものとする。

- (1) 債権者名義の預金口座に振り込む場合
- (2) 債権者の連絡先の記載がある場合

5. 完了検査について

(1) 完了検査の必要性

浄化槽の施工が適正に行われていることを確認するため、厚生省の通知により施工の現場において確認すること又は工事業者からチェックリストを提出させることになっています。

しかしながら、チェックリストを提出させても実際にはよくチェックせず施工不良が多いこと、また、法定検査において不適正の判定を受けることがあるため市職員により、完了検査を実施する必要があります。完了検査の日時が決まり次第、資源循環推進課までご連絡をお願いします。

(完了検査の日時は、実績報告後、2週間以内)

(2) 完了検査でのチェックポイント

① 流入管きよ及び放流管きよの勾配

- 汚物や汚水の停滞がないか。

② 放流先の状況

- 放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流の恐れはないか。

③ 誤接合等の有無

- 生活排水が全て接続されているか。
- 雨水や工場廃水等が浄化槽内に流入していないか。

④ 升の位置及び種類

- 起点・屈曲点（45°以上の屈曲）・合流点及び一定間隔（内径の120倍を超えない）ごとに適切な升が設置されているか。
- 升は内径150mm以上か。
- コーキングはしてあるか。

⑤ 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形破損のおそれ

- 管の露出等により変形、破損のおそれはないか。（土盛り200mm以上が望ましい。）

⑥ かさ上げの状況

- バルブ操作などの維持管理を容易に行うことができるか。
- かさ上げが300mm以内か。

⑦ 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況

- 保守点検、清掃を行にくい場所に設置されていないか。
- 保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。
- コンクリートスラブが打たれているか。

⑧ ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況

- 空気の出方や水流に片寄りはないか。

⑨ 消毒設備の変形、破損、固定の状況

- 消毒設備に変形や破損はないか。
- しっかり固定されているか。
- 薬剤筒は傾いていないか。
- 薬剤は正しく使用されているか。

⑩ ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況

- ポンプが2台以上設置されているか。

⑪ **ブローアの設置、稼動状況**

- アースはなされているか。
- 漏電の恐れはないか。(防水型コンセント等、防水対策がなされているか)
- 振動は起きないか。きちんと固定されているか。

⑫ **雨水貯留槽への再利用の状況**

- 流入管及び放流管は適切に接続されているか。
- 不要物品が残っていないか。

(3) **その他**

円滑に補助金を補助申請者に振込出来るよう、補助金交付請求書に記載された振込先金融機関名、口座番号等を確認いたします。実績報告時に通帳の写し(金融機関名・支店名・口座番号・名義人のわかるもの)を添付していただくか、完了検査の際、市職員が直接確認します。その場合は振込先金融機関名、口座番号等がわかる書面(通帳など)をご用意ください。

市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

平成 2 年 3 月 31 日

告 示 第 5 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活排水による河川、水路等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が 90 パーセント以上で、処理後の放流水の BOD が 1 リットル当たり 20 ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。)に適合する機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 便所と連結してし尿のみを処理し、放流するための設備又は施設をいう。
- (3) くみ取り便槽 し尿を貯留し、くみ取るための設備又は施設をいう。
- (4) 雨水貯留槽 屋根等に降った雨水を集水し、貯留するための設備又は施設をいう。

(平 14 告示 71・全改、平 20 告示 108・令 5 告示 62・一部改正)

(補助金の交付対象)

第 3 条 市長は、東京湾へ流入する河川、水路等へ生活排水を放流する地域のうち次に掲げる区域を除く地域において、住宅(併用住宅を含む。)に 10 人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする個人で市税を滞納していないものに対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 市原市汚水処理整備構想に定める公共下水道事業区域。ただし、事業実施が当分の間見込まれない区域としてあらかじめ別に定める区域(以下「下水道区域内特別指定地域」という。)を除く。

(2) 農業集落排水事業採択区域。ただし、事業実施が当分の間見込まれない区域を除く。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定による補助金交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までに合併処理浄化槽が設置されなかった場合には、補助金を交付しないものとする。

(平14告示71・平19告示234・平23告示57・平25告示97・平29告示49・令5告示62・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用の95パーセントに相当する額とし、別表に定める額を限度とする。

2 既に単独処理浄化槽を設置している者が当該単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換するときは、前項の補助金の額に、次に掲げる額を限度額として加算する。ただし、住宅の新築又は増改築に伴い転換するときは、この限りではない。

(1) 次のア又はイに掲げる額

ア 当該単独処理浄化槽の撤去に要する費用は12万円(下水道区域内特別指定地域については9万円)

イ 当該単独処理浄化槽を洗浄、消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じて雨水貯留槽に再利用する場合に要する費用は9万円

(2) 合併処理浄化槽の宅内配管工事に要する費用30万円(下水道区域内特別指定地域については20万円)

3 既にくみ取り便槽を設置している者が、当該くみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換するときは、第1項の補助金の額に、次に掲げる額を限度として加算する。ただし、住宅の新築又は増築に伴い転換するときは、この限りではない。

(1) 当該くみ取り便槽の撤去に要する費用は9万円

(2) 合併処理浄化槽の宅内配管工事に要する費用は30万円(下水道区域内特別指定区域については20万円)

(平14告示71・全改、平20告示108・平31告示175・令5告示62・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 建築確認通知書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届書の写し

(2) 浄化槽調書又は浄化槽概要書の写し

- (3) 合併処理浄化槽の設置場所の案内図及び放流経路
- (4) 合併処理浄化槽の配置及び排水系統を含んだ建築物の配置図
- (5) 合併処理浄化槽の構造図
- (6) 合併処理浄化槽の設置に係る工事請負契約書の写し
- (7) 合併処理浄化槽の設置に係る見積書の写し
- (8) 合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合する機能を有することを証する登録証の写し及び管理票
- (9) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証する保証登録証
- (10) 本市の市税完納証明書(補助金交付申請時に本市の市税を賦課されていない者については、添付を必要としない。)
- (11) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換する場合にあっては、既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の写真及び位置図
- (12) その他市長が必要と認める書類

(平 14 告示 71・平 20 告示 108・平 25 告示 240・一部改正)

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定通知書(別記第 2 号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更及び廃止等の承認)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は補助事業を廃止しようとするときは、市原市合併処理浄化槽設置事業変更(廃止)承認申請書(別記第 3 号様式)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、市原市合併処理浄化槽設置事業変更(廃止)承認決定通知書(別記第 4 号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 補助対象者は、補助事業が完了した日から 30 日以内又は補助事業が完了した年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、市原市合併処理浄化槽設置事業実績報告書(別記第 5 号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 保守点検業者（千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録簿に登録されている者をいう。）及び清掃業者（浄化槽法第35条第1項で規定する許可を受けている者をいう。）と保守点検及び清掃の実施並びに浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査（以下この号において「11条検査」という。）の受検手続きの代行を一括して約定した契約書の写し（自ら当該合併処理浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証する書類及び11条検査の受検を契約したことを証する書面）
- (2) 浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査に要する費用を納付したことを証する書類
- (3) 合併処理浄化槽の施工に係る写真
- (4) 浄化槽施工結果報告書
- (5) 合併処理浄化槽の設置に要した費用の領収書の写し又は請求書の写し
- (6) 市原市合併処理浄化槽設置事業誓約書（別記第6号様式）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（平14告示71・平15告示70・平16告示114・平16告示317・一部改正、平23告示57・旧第9条繰上・一部改正、平25告示97・平25告示240・平27告示76・平30告示224・平31告示175・令3告示158・一部改正）

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容等に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（平16告示114・一部改正、平23告示57・旧第10条繰上・一部改正）

（補助金の請求）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付請求書（別記第8号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（平16告示114・一部改正、平23告示57・旧第11条繰上・一部改正）

（補助金の返還）

第11条 市長は、虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（平23告示57・旧第12条繰上）

(現場確認)

第 12 条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じ合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(平 23 告示 57・旧第 13 条繰上)

(補則)

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 23 告示 57・旧第 14 条繰上)

附 則 (令和 5 年 3 月 27 日告示第 62 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定により作成された様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表 (第4条)

(平 16 告示 114・全改、平 19 告示 234・平 20 告示 108・平 21 告示 53・平 23 告示 57・平 24 告示 62・平 25 告示 97・平 31 告示 175・令 3 告示 158・令 5 告示 62・一部改正)

地域	単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に係る転換補助の該当の有無	合併処理浄化槽の種類	人槽区分	限度額
一般地域	無	N10型又はP型 合併処理浄化槽	5人槽	180,000円
			6～7人槽	231,000円
			8～10人槽	294,000円
	有	N20型又はP型 合併処理浄化槽	5人槽	360,000円
			6～7人槽	462,000円
			8～10人槽	585,000円

		N10型合併処理 浄化槽	5人槽	474,000円
			6～7人槽	570,000円
			8～10人槽	723,000円
高滝ダム流 入地域	無	N10型又はP型 合併処理浄化槽	5人槽	300,000円
			6～7人槽	351,000円
			8～10人槽	414,000円
	有	N20型又はP型 合併処理浄化槽	5人槽	480,000円
			6～7人槽	582,000円
			8～10人槽	705,000円
		N10型合併処理 浄化槽	5人槽	594,000円
			6～7人槽	690,000円
			8～10人槽	843,000円
市街化区域 内特別指定 地域	無	N10型又はP型 合併処理浄化槽	5人槽	210,000円
			6～7人槽	261,000円
			8～10人槽	324,000円
	有	N20型又はP型 合併処理浄化槽	5人槽	390,000円
			6～7人槽	492,000円
			8～10人槽	615,000円
		N10型合併処理 浄化槽	5人槽	504,000円
			6～7人槽	600,000円
			8～10人槽	753,000円
下水道区域 内特別指定 地域	無	N10型又はP型 合併処理浄化槽	5人槽	120,000円
			6～7人槽	156,000円
			8～10人槽	198,000円
	有	N20型又はP型 合併処理浄化槽	5人槽	240,000円
			6～7人槽	309,000円
			8～10人槽	390,000円
		N10型合併処理 浄化槽	5人槽	318,000円
			6～7人槽	380,000円
			8～10人槽	483,000円

備 考

- 1 高滝ダム流入地域とは、生活排水が高滝ダムに流入する地域をいう。

- 2 市街化区域内特別指定地域とは、市街化区域で市原市汚水処理整備構想に基づき下水道が整備されない地域のことをいう。
- 3 一般地域とは、高滝ダム流入地域及び市街化区域内特別指定地域、下水道区域内特別指定地域以外のことをいう。
- 4 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に係る転換補助の該当無とは、第4条第2項または第3項に規定する補助金の加算を受けられないものをいい、該当有とは、同項に規定する補助金の加算を受けられるものをいう。
- 5 N20型合併処理浄化槽とは、合併処理浄化槽であって、処理後の放流水の総窒素濃度が1リットル当たり10ミリグラムを超え、1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- 6 N10型合併処理浄化槽とは、合併処理浄化槽であって、処理後の放流水の総窒素濃度が1リットル当たり10ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- 7 P型合併処理浄化槽とは、合併処理浄化槽であって、処理後の放流水の総磷濃度が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有するものをいう。

別記第1号様式(第5条)

市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)市原市長

住所
申請者
氏名

年度において合併処理浄化槽を設置したいので、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり合併処理浄化槽設置事業に対する補助金の交付を申請します。

記

- 1 設 置 場 所 市原市
(一般地域・高滝ダム流入地域・市街化区域内特別指定地域・下水道区域内特別指定地域)
- 2 交 付 申 請 額 金 円(人槽)
- 3 住 宅 所 有 者 1 本人 2 共有 3 その他()
- 4 工 事 予 定 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 使 用 予 定 人 員 人
- 6 N20型、N10型又はP型該当 1 N20型 2 N10型 3 P型
- 7 現 住 所 の 排 水 処 理 形 態(現住所が市原市内の方が新築されるときのみ)
(下水道・合併処理浄化槽・単独処理浄化槽・くみ取り便槽)
- 8 既設単独処理浄化槽の有無 1 有 2 無
(撤去・雨水小型貯留施設への再利用)
(既設単独処理浄化槽 人槽)
(住宅の新築又は増改築を伴うもの・浄化槽の設置のみ)
- 9 既設くみ取り便槽の有無 1 有 2 無

※ 添付書類

- (1) 建築確認通知書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届書の写し
- (2) 浄化槽調書又は浄化槽概要書の写し
- (3) 合併処理浄化槽の配置場所の案内図及び放流経路
- (4) 合併処理浄化槽の配置及び排水系統を含んだ建築物の配置図
- (5) 合併処理浄化槽の構造図
- (6) 合併処理浄化槽の設置に係る工事請負契約書の写し
- (7) 合併処理浄化槽の設置に係る見積書の写し
- (8) 合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合する機能を有することを証する登録証の写し及び管理票
- (9) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証する保証登録証
- (10) 本市の市税完納証明書(補助金交付申請時に本市の市税を賦課されていない者については、添付を必要としない。)
- (11) 既設単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する者については、既設単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の写真及び位置図
- (12) その他市長が必要と認める書類

市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長 印

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置事業に対する補助金を下記のとおり決定したので、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

ア 補助対象者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を廃止しようとするときは、市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

イ 補助対象者は、補助事業が完了した日から30日以内又は補助事業が完了した年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。

市原市合併処理浄化槽設置事業変更（廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）市原市長

住所
申請者
氏名

年 月 日付け市資循第 号で補助金の交付決定を受けた合併処理浄化槽設置事業の事業内容について下記のとおり変更（廃止）したいので、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により承認を申請します。

記

1 変更（廃止）の理由

2 変更（廃止）の内容

3 交付申請額の変更の有無 （ 有・無 ）

(1) 変更交付申請額 金 円

(2) 既交付決定額 金 円

市原市合併処理浄化槽設置事業変更（廃止）承認決定通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長 印

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置事業の変更（廃止）について下記のとおり承認したので、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 変更（廃止）承認の内容

2 補助金交付額変更の有無 （有・無）

(1) 変更交付承認額 金 円

(2) 既交付決定額 金 円

(3) 差引き 金 円

市原市合併処理浄化槽設置事業実績報告書

年 月 日

（あて先）市原市長

住所
申請者
氏名

年 月 日付け市資循第 号で補助金の交付決定を受けた合併処理浄化槽設置事業が完了したので、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日

※ 添付資料

- (1) 保守点検業者（千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録簿に登録されている者をいう。）及び清掃業者（浄化槽法第35条第1項で規定する許可を受けている者をいう。）と保守点検及び清掃の実施並びに浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査の受検手続きの代行を一括して約定した契約書の写し（自ら当該合併処理浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証する書類及び11条検査に係る受検を契約したことを証する書面）
- (2) 浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査に要する費用を納付したことを証する書面
- (3) 合併処理浄化槽の施工に係る写真
- (4) 浄化槽施工結果報告書
- (5) 合併処理浄化槽の設置に要した費用の領収書の写し又は請求書の写し
- (6) 市原市合併処理浄化槽設置事業誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第8条第7号）

市原市合併処理浄化槽設置事業誓約書

年 月 日

（あて先）市原市長

住所
申請者
氏名 印

私は、貴市から補助を受けて設置する合併処理浄化槽について、浄化槽法を遵守し、下記の事項を適正に行うことを誓約します。

記

浄化槽法第10条に規定する保守点検及び清掃の実施

第7号様式（第9条）

市原市合併処理浄化槽設置事業補助金確定通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった合併処理浄化槽設置事業に対する補助金を下記のとおり決定したので、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）市原市長

住所
フリガナ
申請者 氏名
（署名又は押印※）
連絡先

年 月 日付け市 第 号で確定通知のあった合併処理浄化槽設置事業に対する補助金を、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	口座番号	名義人
銀行・組合	普通	フリガナ
支店		
農協・金庫	当座	氏 名

※ 次のいずれにも該当する場合は押印を省略できるものとする。

- (1) 債権者名義の預金口座に振り込む場合
- (2) 債権者の連絡先の記載がある場合

(市原市)

合併処理浄化槽設置工事請負契約書

第1条 発注者_____（以下「甲」という。）及び浄化槽工事業者_____（以下「乙」という。）は、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けて、甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行するものとする。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

- (1) 工事の場所 : _____
- (2) 工事の期間 : _____年 月 日～ _____年 月 日
- (3) 設置する浄化槽の型式 : _____

ア 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上で、処理後の放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの。

イ 窒素又はリン除去高度処理型合併処理浄化槽にあっては、上記アに該当する合併処理浄化槽のうち、処理後の放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下又は総リン濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの。

- (4) 工事の請負代金及び支払い方法
 金額 _____円（うち消費税及び地方消費税の額 _____円）
 支払方法 1. 現金 2. その他（ _____ ）

第3条 乙は、この契約と所定の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金の支払いを完了するものとする。

第4条 乙は、この契約に係る工事を浄化槽法第29条第3項に従い、浄化槽設備士に実地に監督させ又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

第10条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。

第12条 乙は、市原市が定める合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の補修又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は、催告その他何等の手續を要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 第1条に基づく市原市合併処理浄化槽設置事業補助金が交付されないこととなったとき。
- (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達成することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手續を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の態が10日以上継続したとき。
- (2) 甲が、請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引き渡し期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められた引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の____分の1の違約金を請求することができる。

2 甲が、この契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩____銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約の各条項について疑義が生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

			年	月	日
甲	発注者	住所			
		氏名			印
乙	浄化槽工事業者	住所			
		氏名			印
				(浄化槽工事業登録番号：知事(登一))	号)
				又は届出番号：知事(届一)	号)

(市原市)

浄化槽施工結果報告書

<別表> チェックリスト

設置者住所
 設置者氏名
 設置場所
 施設の名称
 浄化槽製造業者名

別表のとおり適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽施工業者住所・業者名

Ⓜ

登録番号 登録・届 知事 () 第 号

担当浄化槽設備士氏名

Ⓜ

交付番号 第 号

検査項目	チェックのポイント	欄
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。 雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な弁が設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプまずに変形や破損はないか。	
	ポンプまずに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
14 プロアの設置、稼働状況	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
	防振対策がなされているか。	
保守点検業者名 登録番号	固定が十分行われているか。	
	アースがなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
	放流先 有 () 無 蒸発散	

合併処理浄化槽設置工事見積書

年 月 日

設置者住所		設置者氏名				
工事業者住所		工事業者名		印		
名 称		数 量	単 価	小計金額	合計金額	備 考
① 合併処理浄化槽	型式	1基				
	人槽		人槽			
② 土 工 事						/
水盛やり方		m ³				
根切り	機 械	m ³				
	人 力	m ³				
残土処分	場内敷均し	機 械	m ³			
		人 力	m ³			
	場外自由処分	普通土	m ³			
		粘土	m ³			
③ 基 礎 工 事						
型枠工事	(材工共)	m ³				
基礎栗石工事	(材工共)	m ³				
鉄筋工事	材 料 費	t				
	工 費	t				
コンクリート工事	(材工共)	m ³				
④ 据 付 工 事						
据付工事	(人工)	人工				
埋戻し工事	機 械	m ³				
	人 力	m ³				
型枠工事	(材工共)	m ³				
鉄筋工事	材 料 費	t				
	工 費	t				
コンクリート工事	(スラブ)(材工共)	m ³				
⑤ 配 管 工 事			一 式			
⑥ そ の 他						
電気(ブローア・ポンプ)工事		一 式				
試 運 転 調 整 費		一 式				
浄 化 槽 擁 壁 工 事		一 式				
流 入 ・ 放 流 ポ ン プ 槽 工 事		一 式				
は つ り 補 修 工 事		一 式				
水 替 (ウ ェ ル ポ イ ン ト) 工 事		一 式				
山 留 め 工 事		一 式				
耐 荷 重 工 事		一 式				
単 独 処 理 浄 化 槽 撤 去 (処 分) 費		一 式				
く み 取 り 便 槽 撤 去 (処 分) 費		一 式				
単 独 処 理 浄 化 槽 再 利 用 費		一 式				
⑦ 諸 経 費		(①～⑥の計) × % 又は 一 式				
合 計		① ～ ⑦ の 計				
⑧ 消費税及び地方消費税の額		(①～⑦の計) × 8 %				
見 積 総 額		① ～ ⑧ の 計				

委 任 状

私が共有する、市原市の住宅に係る市原市合併処理浄化槽設置事業補助金の受領に関する件について、下記の者に委任いたします。

記

受任者（補助金申請者）
住所 _____
氏名 _____

年 月 日

委任者
住所 _____
氏名 _____ 印

(必ず委任者本人が直筆で署名すること。)

(委任者・受任者ともに、本市の市税が賦課されている場合は、市税完納証明書を添付すること。)

蒸 発 拡 散 装 置 設 置 理 由 書

(あて先) 市原市長

市原市_____の住宅に設置する合併処理浄化槽の設置工事において、放流先が確保できないため、やむを得ず蒸発拡散装置の設置を予定しています。

つきましては、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金の交付申請に当たり、放流水を蒸発拡散装置で処理することについて了解していただきたくここにその理由とお願いを申し上げます。

年 月 日

住所_____

申請者

氏名_____

確 約 書

年 月 日

(あて先) 市原市長

申請者 住所

氏名

印

私は、下記の場所に合併処理浄化槽を設置するため補助金の交付を申請するにあたり、将来、当該箇所に係る公共下水道の供用が開始されたときには、下水道法を遵守し、速やかに公共下水道に接続することを確約いたします。

記

設置場所

市税及び住民登録情報確認承諾書

(あて先) 市原市長

私は、市原市合併処理浄化槽設置事業補助金の交付申請にあたり、補助金交付資格の審査に必要な市原市の市税納税状況及び住民登録情報について、市原市が確認することを承諾します。

年 月 日

住所 _____

申請者

氏名 _____ 印

プレキャスト板（PC板）使用に係る委任状

（あて先）市原市長

当社はこの度、申請者_____宅の市原市_____におけるプレキャストコンクリート底板を用いた浄化槽設置工事について浄化槽設置工事業者に委任します。

年 月 日

住所_____

県認定業者名

氏名_____ 印

写真①

①

設置場所に浄化槽設備士が標識(浄化槽工事業者登録(届出済)票)を掲げている
着工前の写真

写真②

②

栗石の突き固め終了後、深さのわかるスケールとともに写した
写真(100mm以上)

写真③

③

捨てコンクリート打設後、厚さの分かるスケールとともに写した
写真(50mm以上)

④

配筋のピッチがわかるスケールとともに写した写真(200mm以内)

写真④

⑤

擁壁が必要な場合、擁壁の配筋の状況がわかるスケールとともに写した写真

写真⑤

⑥

深基礎が必要な場合、深基礎してある状況がわかるスケールとともに写した写真

写真⑥

写真⑦

⑦

駐車場にする場合、支柱等、耐荷重対策のための施工を行ったことがわかる写真

写真⑧

⑧

基礎コンクリート打設後、厚さのわかるスケールとともに写した写真(100mm以上)

写真⑨-1

⑨

プレキャスト板(PC板)設置工事に係る写真

9-1

使用するプレキャスト板(PC板)の全体の寸法、板厚が確認できる写真

9-2

栗石・砕石・カラネリ
モルタル等の基礎工
事が確認できる写真
(スケールとともに写
した写真)

写真⑨-2

9-3

プレキャスト板(PC
板)設置後の水平が
確認できるスケール
とともに写した写真

写真⑨-3

⑩

設置場所にある埋め
戻し前の浄化槽本体
写真(型式番号がわ
かるように写す。)

写真⑩



写真①①

①①
埋め戻し用の土



写真①②

①②
埋め戻し作業の写真
(水平確認・水締め・
転圧)



写真①③

①③
上部スラブの配筋状
況のわかるスケール
とともに写した写真

⑭

嵩上げをした場合、
上部コンクリート養生
後、高さがわかるス
ケールとともに写した
写真(300mm以内)

写真⑭

⑮

上部コンクリート養生
後、型枠をはずした
完成写真

写真⑮

⑯

フロアの設置状況が
わかる写真

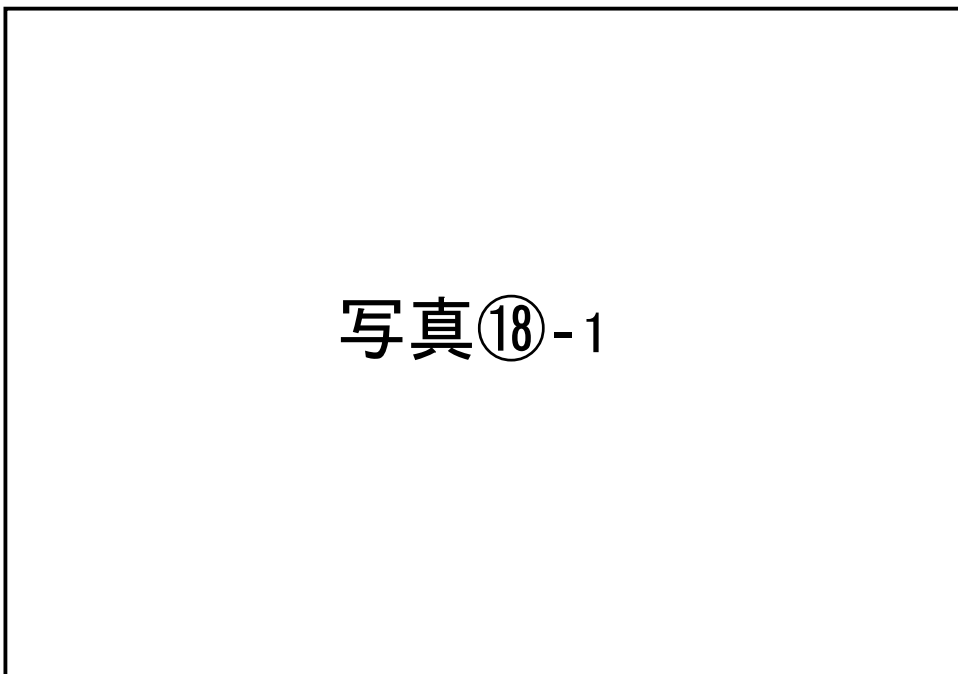
写真⑯



⑱

放流・流入ポンプ槽
工が必要な場合、
ポンプが2台以上設
置されていることがわ
かる写真

※別置きのパンプ槽
を設置する場合は、
浄化槽と同様に基礎
工事の写真を添付す
ること



⑱

単独処理浄化槽又は
くみ取り便槽の撤去
(埋め戻し等を含
む。)作業に係る写真

⑱-1

撤去前



⑱-2

汚泥又はし尿引き抜
き

※引き抜き許可業者
名を黒板に明記する
こと

⑱-3

撤去中

(撤去中及び完全撤去
したことがわかる写真)

写真⑱-3

⑱-4

撤去した本体

**※完全撤去であるこ
と(くみ取り便槽の場
合は、完全撤去か一
部撤去か記載)**

写真⑱-4

⑱-5

埋め戻し及び消毒作
業

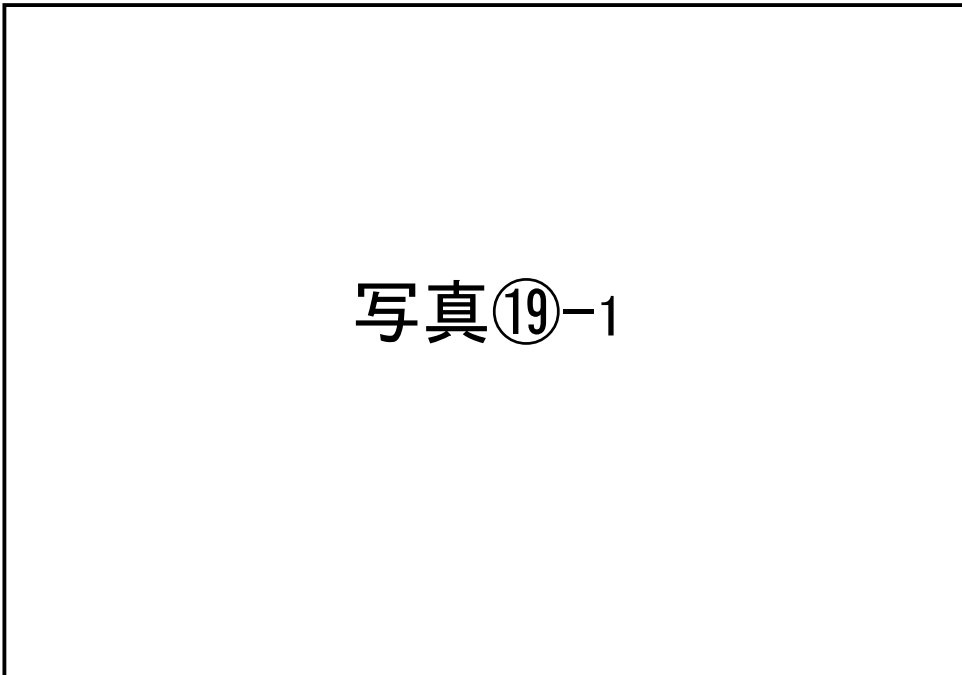
写真⑱-5



写真⑱-6

⑱-6

撤去完了後の整地



写真⑲-1

⑲

雨水貯留槽への再
利用に係る写真

⑲-1

作業前の本体内部



写真⑲-2

⑲-2

汚泥引き抜き
※引き抜き許可業者
名を黒板に明記する
こと

①9-3

消毒作業

写真①9-3

①9-4

作業後の本体内部

写真①9-4

①9-5

雨水貯留槽の配管工
事中(遠景)

写真①9-5



写真①9-6

①9-6

雨水貯留槽の配管工
事中(近景)



写真①9-7

①9-7

雨水貯留槽の配管工
事埋め戻し後(整地)



写真①9-8

①9-8

雨水貯留槽の再利用
に係る不要物品一式

㊦

合併処理浄化槽配管
設置工事に係る写真

㊦-1

宅内配管工事
中の写真(遠景)

写真㊦-1

㊦-2

宅内配管工事
中の写真(近景)

写真㊦-2

㊦-3

宅内配管工事
埋め戻し後(整地)

写真㊦-3